五十七　合併市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。

五十八　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

市町村等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

五十九　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

六十　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第五十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十一　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために

前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十八　合併市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。

五十九　医師の派遣を受けることに要する経費があること。

市町村等が経営する病院において医師の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては設立団体から交付を受けた額）のいずれか少ない額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

六十一　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第五十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十二　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために

前条第一項第一号の表第五十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。